沖縄型特定免税店制度について

(1) 措置の概要

沖縄型特定免税店制度

【概要】

沖縄県から出域する旅客が、個人的用途に供するために対象販売施設において輸入品を購入し、携帯して沖縄以外の本邦の地域へ移出されるものについては、その引き取りに係る関税が免除される(ただし、免税適用は購入額20万円まで)。

【対 象】

制度の適用を受けているのは沖縄ディーエフエス(株)のみ (令和3年6月末現在) (イメージ図)

特定販売施設

売り場:

① D F S 那覇空港免税店 (JAL,ANA側に1箇所ずつ)

②Tギャラリア沖縄(市中店舗)

引渡所:

- ①那覇空港 国内線ターミナル
- ②那覇港 クルーズターミナル
- ③那覇公共国際コンテナターミナル

※那覇空港国際線ターミナル内の引渡所は、本制度に基づくものではなく、関税法基本 通達42-15(3)に基づくもの

(2) 適用実績

直近3ヵ年の関税免除額は以下のとおり。

(単位:百万円)

コンテナターミナル

年度	H30	H30 R 1		合計
関税免除額	280	282	151	713

典拠: DFS株式会社より提供

(3) 主な要望内容(拡充)

- ①関税の免税措置の適用期間を2年延長する
- ②インターネットを通じた免税品の購入を可能とする

(4) 効果

1 観光収入

沖縄県の観光収入は平成30年度までは入域観光客数の増大に伴い、好調に推移しているが令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響により減少している。

(単位:百万円)

年度	H27	H28	H29	H30	R 1
観光収入	602,214	660,294	697,924	734,056	704,745

②国内観光客消費単価

免税店来訪者と国内観光客の過去5年の消費単価を比較すると 免税店来訪者の方が約8,700円高く、また当該差額に対しては土 産・買い物費の寄与が大きいことが分かる。

(単位:円)

							(丰四・11)
項目	年度	H27	H28	H29	H30	R 1	平均
免税店	総消費額	92,295	74,935	79,535	76,885	94,477	83,625
来訪者	(うち土産・買物費)	(26,828)	(20,685)	(22,961)	(18,727)	(35,611)	(24,962)
国内客	総消費額	74,083	74,763	72,284	76,759	76,987	74,975
平均	(うち土産・買物費)	(14,478)	(13,914)	(13,821)	(13,184)	(14,283)	(13,936)
差額	総消費額	18,212	172	7,251	126	17,490	8,650
左积	(うち土産・買物費)	(12,350)	(6,771)	(9,140)	(5,543)	(21,328)	(11,026)

典拠:観光統計実態調査(沖縄県文化観光スポーツ部)

③沖縄型特定免税店の来訪者数

沖縄型特定免税店には、令和元年度で537,368人(国内観光客数6,978,800円×特定免税店訪問率7.7%)が訪れたと推計されている。これは「植物園・動物園」(8.7%)、「琉球音楽・舞踊施設・ライブハウス」(6.7%)の訪問者数と同等の割合であり、観光地として一定の誘客効果を持っているといえる。

年度	H27	H28	H29	H30	R 1
免税店来訪者数	952,432	690,570	640,575	686,343	537,368

典拠:観光統計実態調査(沖縄県文化観光スポーツ部)をもとに推計

※現在、特定免税店への来訪者数の実数測定に関して沖縄ディーエフエス(株)と調整中

航空機燃料税の軽減措置について【拡充】

(1) 措置の概要

航空機燃料税の軽減

【概要】

- ①沖縄島、宮古島、石垣島、久米島若しくは下地島と本土間
- ②沖縄県の区域内の各地間

を航行する航空機で運送の用に供されるものに積み込まれる航空機 燃料については、航空機燃料税が軽減される。

【軽減額】

沖縄県は全国特例の1/2(4,500円軽減)となっている。

※令和3年度に限り、全国特例の 税額 1/2(18,000円→9,000円) に軽減されている。

	種類	対象路線	税額 (1KLあたり)	期間
1	本則	・全ての路線	26,000円	-
2	全国特例	・全ての路線	9,000円	R4.3.31まで
3	沖縄特例	・沖縄島、宮古島、石垣島、久米島、下地島と沖縄県以外の本邦の地域(離島振興対策実施地域及び奄美群島を除く)を結ぶ路線・沖縄県の区域内の各地間を結ぶ路線	4,500円 全国特例×1/2	R4.3.31まで
4	特定離島 特例	・離島と本邦の地域との間の路線(上記③の沖縄 特例の対象路線を除く)	6,750円 全国特例×3/4	R4.3.31まで

(2) 主な要望内容

- ①航空機燃料税の軽減措置の適用
- ②全国特例の1/2の軽減を延長

(**3**) **適用実績**:過去5年間の実績

(単位: 千KL / 百万円)

項目年度	H27	H28	H29	H30	R1	合計
積込数量	872	914	928	932	964	4,610
軽減額	14,832	15,536	15,780	15,848	16,394	78,390

典拠:国税庁長官官房企画課税務統計(積込数利用及び軽減額は、控除額を加味し算出) ※軽減額は、本則(26,000円)からの軽減額を採用。

(4) 対象便数: 1日あたりの対象便数

(単位:便)

年度 種別	H28 (2017.3月)	H29 (2018.3月)	H30 (2019.3月)	R1 (2020.3月)	R2 (2021.3月)
旅客便	180	183	185	192	182
貨物便	6.1	5	4.3	4	0
合計	186.1	188	189.3	196	182

典拠:沖縄県調べ。那覇-奄美路線は含まれていない。

※貨物便は曜日で便数が異なるため、1日当たりにすると端数が生じる。

(5) 効果

①航空運賃(旅客)への影響

那覇路線(全国特例の1/2)は、札幌・福岡路線(全国特例)及び特定離島路線として軽減措置がある奄美路線(全国特例の3/4)と比較して、kmあたりの運賃が低下している。

路線	区間距離	航空運賃	円/km
羽田-那覇(沖縄路線)	1,687km	47,010円	27.9
羽田-札幌(全国特例)	894km	38,760円	43.4
羽田-福岡(全国特例)	1,041km	42,300円	40.6
羽田-奄美(特定離島特例)	1,436km	53,090円	37.0

典拠:区間距離は国土交通省「航空輸送統計調査(令和元年度)」 航空運賃(普通運賃)はJALホームページ(令和3年6月14日現在)

②航空運賃(貨物)への影響

本制度による航空燃料税の軽減により、kgあたり52円の国内貨物輸送の低減効果が見込まれる。

	軽減なしの	航空機燃料税	軽減ありの				
	場合(円/kg)	低減効果見込額(円/kg)	運賃(円/kg)				
羽田-那覇	648円	52円	596円				

典拠: ANA Cargo提供(2019年度: 国内貨物運賃・料金について)

観光地形成促進地域【拡充】

(単位:件、百万円)

(1) 措置の概要

【概要】

世界から選ばれる持続可能な観光地の形成に向け、観光関連 施設の設備投資を促進させるための制度。

【対象地域】県内全域

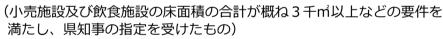
【対象施設】

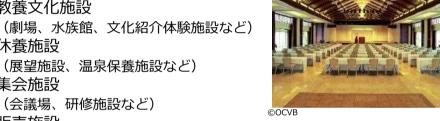
- ①スポーツ・レクリエーション施設 (水泳場、トレーニングセンターなど)
- ②教養文化施設

③休養施設

(展望施設、温泉保養施設など)

- 4)集会施設
 - (会議場、研修施設など)
- ⑤販売施設





(2) 適用実績

年 度 合計 H29 H30 R1 件数 適用額 件数 適用額 件数 適用額 件数 適用額 項目 投資税額控除 2 2 3 53 6 70 1 15 合計 2 2 3 1 15 53 6 70 事業税 1 0.6 1 0.4 4 64 6 65 不動産取得税 5 1 0.2 3 4 848 8 853 方税 固定資産税 7 15 9 28 15 12 620 650 事業所税 0 0 0 0 0 0 0 O 合計 15 13 20 20 1,532 42 1,568

※R1年度の地方税実績は、制度活用事業者の試算を含む。

(3) 効果・必要性

沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づく、官民挙げてのプロモーショ ンや各種施策の取組の推進により、当初の目標であった入域観光客数 1千万人を達成した。

一方、滞在日数の延伸や一人当たり観光消費額の増加など、課題も残 されていることから、沖縄観光の更なる高付加価値化に向け、観光関連 施設への民間投資を促進する本制度の継続が必要である。

入域観光客数及び観光収入の推移



観光客平均滞在日数及び1人あたり県内消費額の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30 _{(単化}	t:目 R 角)
平均滞在日数	3.75	3.83	3.84	3.89	3.78	3.75	3.73	3.77
県内消費額	67,459	68,062	74,502	75,881	75,297	72,853	73,374	74,425

(4) 主な要望内容

新たなターゲット獲得や「質の向上」に向けた施設整備の促進

- ①対象施設の変更及び追加

 - イ シェアオフィス、結婚式場を追加
- ②対象外施設から以下の施設を除外
 - ア 宿泊施設に付属するシェアオフィス (一般客と宿泊施設利用者を 同一条件で利用させるもの)
 - イ 年間パスポート等の購入者が存ずる施設

観光産業のDX化に向けた取組の推進

①ソフトウェアを課税免除の対象資産に追加

持続可能な観光地の形成に向けた取組の推進

①制度適用期間の2年間の延長

事業認定の導入

①事業者の負担とならないような形で事業認定を導入